○農林水産省告示第九百五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第一項の規定に基づき、特定水産資源（べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）及びべにずわいがに日本海系群（大臣許可水域））に関する令和八管理年度における同項各号に掲げる数量を次のように定めたので、同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和八年七月六日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

特定水産資源（べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）及びべにずわいがに日本海系群（大臣許可水域））に関する令和８管理年度（令和８年９月１日から翌年８月末日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一　べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

6,167トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都　道　府　県	都道府県別漁獲可能量
青森県	試行水準
秋田県	試行水準
山形県	試行水準
新潟県	試行水準
富山県	試行水準
石川県	試行水準
福井県	試行水準
京都府	試行水準
兵庫県	試行水準

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大　臣　管　理　区　分	大臣管理漁獲可能量
べにずわいがに日本海系群（知事許可水域） 大臣許可漁業	試行水準

第二　べにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

8,443トン

二　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大　臣　管　理　区　分	大臣管理漁獲可能量
べにずわいがに日本海系群（大臣許可水域） 日本海べにずわいがに漁業	8,443
べにずわいがに日本海系群（大臣許可水域） その他大臣許可漁業	現行の水準以上に漁獲量を増加させない。

○農林水産省告示第九百六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和八年農林水産省告示第三百五十八号（特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、かたくちいわし瀬戸内海系群、ぶり及びみなみまぐろ）に関する令和八管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和八年七月六日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改　正　後	改　正　前
すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、かたくちいわし瀬戸内海系群、ぶり及びみなみまぐろに関する令和８管理年度（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、かたくちいわし瀬戸内海系群及びみなみまぐろにあっては令和８年４月１日から翌年３月31日まで、するめいかにあってはするめいか小型するめいか釣り漁業（４月から同年11月まで）については令和８年４月１日から同年11月30日まで、するめいか小型するめいか釣り漁業(12月から翌年３月まで)については令和８年12月１日から翌年３月31日まで、ぶりに係る大臣管理区分にあっては令和８年７月１日から翌年６月30日まで、ぶりに係る都道府県における管理にあっては、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、大阪府、香川県及び大分県については令和８年４月１	すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、かたくちいわし瀬戸内海系群、ぶり及びみなみまぐろに関する令和８管理年度（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、かたくちいわし瀬戸内海系群及びみなみまぐろにあっては令和８年４月１日から翌年３月31日まで、するめいかにあってはするめいか小型するめいか釣り漁業（４月から同年11月まで）については令和８年４月１日から同年11月30日まで、するめいか小型するめいか釣り漁業(12月から翌年３月まで)については令和８年12月１日から翌年３月31日まで、ぶりに係る大臣管理区分にあっては令和８年７月１日から翌年６月30日まで、ぶりに係る都道府県における管理にあっては、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、大阪府、香川県及び大分県については令和８年４月１